

小郡市児童家庭相談システム構築業務委託事業者

公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

1. はじめに

現在、こども家庭支援センターにおける発達相談や児童虐待にかかる相談対応記録はそれぞれが台帳管理を行っており、関連情報の連携や一元ができておらず、相談対応や記録作成、検索・抽出作業において多くの時間を割いている状況がある。

本実施要領は、この課題の解決にあたり、小郡市（以下「本市」という。）が児童家庭相談システムを導入するため、公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で相手方を特定し、契約を行うための必要な手続き等についての事項を定めるものである。

本業務の実施に当たっては、本実施要領及び「小郡市児童家庭相談システム構築業務仕様書」の内容を踏まえることとする。

2. 業務概要

（1）業務名

小郡市児童家庭相談システム構築業務

（2）業務内容

別紙「小郡市児童家庭相談システム構築業務仕様書」のとおり

（3）選定方式

公募型プロポーザル方式

（4）業務期間

構築：契約締結日から令和9年2月28日まで

運用・保守：令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

導入システム決定後にリース会社と賃貸借契約を締結予定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び小郡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年小郡市条例第14号）に基づく長期継続契約）

保守についてはリース会社との契約に含むものとする。

（5）提案上限額

運用・保守に係る経費（総額） 19,300,000円／5年（消費税及び地方消費税を含む。）

〔	内訳	運用に係る経費	13,800,000円／5年（消費税及び地方消費税を含む。）
		保守に係る経費	5,500,000円／5年（消費税及び地方消費税を含む。）
〕			

※上記の金額は、事業内容の規模を示すためのものであり、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

※上記経費にはリース料率は含まれない。

※賃貸借契約の開始日及び終了日はシステム運用期間と同じとする。

3. 参加資格要件

企画提案者は以下の条件を全て満たすこと。また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格および契約交渉権を取り消すものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

（2）公告の日から契約締結日までの間に、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (4) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税および地方消費税並びに本市に本店支店がある場合には、本市の市民税・固定資産税に未納がない者であること。（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
- (5) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (6) 過去2年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にないこと。
- (7) 主たる事業者および家庭相談システムメーカーともに、以下に示す資格および認証のいずれかを取得していること。【 ISMS 認証 / ISO/IEC 27001 / プライバシーマーク 】
- (8) 参加者およびその役員等が、小郡市暴力団等排除条例（平成22年小郡市条例第7号）第2条に規定する暴力団等に該当しないこと。
- (9) 児童家庭相談システムについて、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、市町村向け児童家庭相談システムパッケージの開発及び稼働実績があること。
- (10) 製品信頼性確保の観点から、本仕様書のシステム要件、業務仕様を完備しており、本調達日時点も他自治体安定で稼働しているパッケージシステムであること。

4. スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは以下のとおりとする。

項	イベント	期間
1	公募開始（公示）	令和8年8月5日（水）
2	質問の受付期間	令和8年8月5日（水）から令和8年8月14日（金）まで
3	質問の回答	随時（質問を受領し、回答ができ次第ホームページに掲載する。ただし、最終の回答は8月19日（水）までに行う。）
4	参加表明書受付期間	令和8年8月14日（金）～8月25日（火）
5	参加資格審査結果の通知	令和8年9月1日（火）予定
6	企画提案等の提出受付期間	令和8年9月10日（木）17時まで
7	プレゼンテーション、デモンストレーション	令和8年9月17日（木）または令和8年9月24日（木）のいずれか指定する日
8	審査の結果通知	令和8年9月下旬（予定）
9	仕様等詳細協議	令和8年9月下旬（予定）
10	契約締結	令和8年9月下旬から10月上旬（予定）

5. 参加手続

- (1) 担当部署（提出先及び問合せ先）

〒838-0126 小郡市二森 1167 番地 1

小郡市こども・健康部こども家庭支援課

電話：0942-73-9147

メールアドレス：jido@city.ogori.lg.jp

担当：香田・荒木・山口

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和8年8月5日（水）から令和8年8月25日（火）まで

イ 配布場所

小郡市ホームページからダウンロード

(3) 参加に係る必要書類（参加表明書）の提出

○提出書類

項	提出書類名	作成要領
1	参加表明書 (様式第1号に様式第2号及び様式第3号添付)	参加表明書は以下の指定様式を用い、各項目に沿ってまとめて綴じること。 ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号） ② 会社概要報告書（様式第2号） ・ ISMS 又は ISO/IEC 27001 又はプライバシーマークの認証を受けていることを証明する書類の写しを併せて提出すること。 ③ 業務実績調書（様式第3号） ・ 過去5年以内（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間）に地方公共団体に対し、児童家庭相談システムを導入・構築した実績を記入すること。 ・ 県内実績を優先して記載し、全国実績は人口規模が大きい順に最大5件記入すること。 ・ それぞれの契約書の頭書（写し）を併せて提出すること。
2	納税証明書（国税・都道府県税・市町村税について未納、滞納のないことの証明書）	提出日を基準に3ヶ月以内に発行されたもの。 ・ 国税は、法人税（個人経営は所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書。税務署の様式「 <u>納税証明書その3の3（個人経営は、その3の2）</u> 」を使用すること。 ・ 都道府県税、市町村税は、 <u>未納（滞納）税額のないことの証明書</u> ・ 当該都道府県税事務所及び市町村が「未納（滞納）税額のないことの証明書」を発行していない場合に限り、課税されている税目の過去2ヶ年度分の納税証明書でも可。 ・ 委任がある場合の都道府県・市町村税は <u>受任地</u> のものを提出すること。

3	役員等調書及び照会承諾書	指定様式を使用すること。
4	登記簿謄本・身分証明書	法人業者は登記簿謄本を提出 個人業者は身分証明書を提出 提出日を基準に3ヶ月以内に発行されたもの。

ア 提出部数 各1部

イ 提出期限 令和8年8月25日（火）まで

ウ 提出場所 〒838-0126 小郡市二森1167番地1 小郡市こども・健康部こども家庭支援課

エ 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は書留郵便に限る）

オ 参加資格審査結果の通知

令和8年9月1日（火）までに、参加表明書に記載された担当者のメールアドレス宛に一斉通知するものとする。なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にてプレゼンテーションの日程を通知する。

（4）企画提案書の提出

○提出書類

1	提案価格書（見積書） （様式第4号）	・ 提案価格書の内訳となる提案明細書（任意様式）を併せて提出すること。 ・ 提案明細書は、システム運用・保守費用（60か月分）の内訳が分かるように記入すること。
2	業務実施体制報告書 （様式第5号）	・ 本業務に携わるプロジェクトマネージャー、システム開発担当者等について必要事項を記入すること。
3	再委託契約予定書 （様式第6号）	・ システム構築に当たり協力事業者と委託契約を予定している場合は、必要事項を記入すること。
4	提案書（様式第7号）	
5	小郡市児童家庭相談 システム機能要件一覧 （様式第8号）	・ 「対応可否」欄に以下のとおり記入すること。 ◎：パッケージ標準機能で対応可能 ○：有償カスタマイズで対応可能 （必須要件の場合は提案価格に費用を含めること。） △：代替案の提示（代替案について、特記事項欄に具体的に記入すること） ×：対応不可
6	企画提案書 （様式任意）	・ 本実施要領及び仕様書に基づき、以下①から⑩までについて記入すること。 ・ それぞれのタイトルは①から⑩までの名称とし、どのページに記載されているか容易に判断できるように記入すること。 ・ ページ番号を付し、①から⑩までの項目ごとに記載のページ数以内で作成し、順に綴じること。 ①本システム構築業務全体に対する提案方針

	・本構築業務全体に対する提案方針、提案ポイント等について ②システム構築における基本的な考え方 ・システムの全体像と構成について ・バックアップの仕組み及びデータ復旧について ・調達するハードウェアについて ③プロジェクト管理 ・プロジェクト管理手法について ・本番稼働を迎えるためのスケジュールについて ・本市職員が実施すべき役割、作業項目について ・ハードウェアの導入、セットアップ、動作確認のスケジュールについて ・各作業段階の工程に対する成果物について ④システム開発・設計 ・システムの設計、開発作業方法等について ・本番稼働前の動作確認等テスト手法について ⑤システムの操作性 ・入力操作や画面遷移の効率性について ・作業負荷軽減に寄与する機能について ・エラーチェックやガイド機能等による操作ミスの軽減について ⑥データ移行・データ移行手法について ・データ移行に伴う職員の負荷軽減の取組について ⑦セキュリティ対策 ・システム開発から稼働後におけるセキュリティ要件について ・個人情報の取扱いについて ⑧操作研修 ・システムの操作マニュアルについて ・システム操作研修について ⑨保守、運用支援及び障害対応 ・システム安定稼働に向けた運用・保守体制について ・ハードウェア保守について ・障害発生時の対応について ⑩将来性及びその他有益な提案 ・システム稼働後の法改正に伴うシステム改修等のバージョンアップの考え方について ・将来的な機能拡張の予定について ・その他本市にとって有益な提案について（その記載内容が提示の見積内で実現できるかどうかを明示すること）
--	--

ア 提出方法

以下のとおり持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

- ① 紙媒体：正本１部
- ② 電子データ：データを格納した CD-R 又は DVD-R １部

イ 提出期間 令和８年９月１０日（木）１７時まで

ウ 留意事項

- ① 企画提案については、１者につき１提案に限る。
- ② 企画提案内容は、仕様書を踏まえること。
- ③ 提出書類一式は、Ａ４サイズのフラットファイル等に綴り、タックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。
- ④ 企画提案書はＡ４版とする。内容によっては一部をＡ３版とすることもできるがその場合はＺ折の短辺綴じとする。
- ⑤ 文字サイズは１０．５ポイント以上（図表内の文字を除く。）とし、両面印刷を基本とすること。
- ⑥ 提案書の記述にあたっては原則として日本語表記とし、説明がなくとも理解ができる内容になるように留意すること。専門用語については必要に応じ用語解説をすること。

エ 提出された応募書類の取扱い

- ① 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ② 採用された企画提案書等は、公文書公開請求があった場合は、小郡市情報公開条例（平成１２年小郡市条例第１０号）に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。
- ③ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ④ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案事業者が負う。

6. 質問及び回答方法

本プロポーザルについて質疑がある場合は、質問票（様式第１０号）を提出すること。質問票以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

（１）提出期限：令和８年８月１４日（金）１５時まで ※期限厳守

（２）提出方法：別添の質問票（様式第１０号）により、電子メールで送信すること。

メールアドレス jido@city.ogori.lg.jp

（３）質問回答：質問に対する回答は、令和８年８月１９日（水）までに小郡市ホームページにおいて公表し、個別には回答しない。

（４）その他

ア 同趣旨の質問が複数あった場合には、まとめて回答する。

イ 質問の趣旨について、本市担当者から問合せを行う場合がある。

ウ 質問者の名称等については、公表しない。

エ 評価に関する質問については、回答しない。

オ 質疑応答事項は仕様書の追記事項として取り扱うことがある。この場合、小郡市ホームページに掲載するものとする。

7. 評価項目及び評価基準

本プロポーザルにおける評価項目及び評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

8. 選定方法

(1) 概要

提案事業者が企画提案書等の提出を行った後、本市職員で構成する「小郡市児童家庭相談システム構築業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において総合的に評価し、審査を行う。

総合評価点が最も高い者を優先協議対象者、2番目に高い者を次点協議対象者とする。ただし、総合評価点の得点が80点未満(150点満点)の場合は、協議対象者として選定しない。

なお、最高点の者が複数の場合は、提案価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で「様式第4号__提案価格書」を再作成し、再提出された提案価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。

(2) 審査

ア 概要

企画提案書等の内容審査、プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答を実施し、別紙「評価基準表」に基づき総合評価点を算出する。

イ プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答の実施予定日

令和8年9月17日（木）または令和8年9月24日（木）のいずれか指定する日

なお、個別の集合時間及びプレゼンテーション開始時間等については、参加表明書を提出した提案事業者へ別途連絡する。

ウ プレゼンテーション

- ① 企画提案書等に基づき1者につき30分以内でプレゼンテーションを行う。なお、準備時間は持ち時間に含めないものとする。
- ② 参加者は4人以内とする。
- ③ システムを実際に構築する際のプロジェクトマネージャー及び本市との連絡窓口となる担当者を出席させること。
- ④ プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器（電源、接続ケーブル、プロジェクター等）やWi-Fiは、提案事業者が用意し、セッティングすること。なお、会場及び電源とスクリーンは本市で用意する。
- ⑤ 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。

エ デモンストレーション

- ① プレゼンテーション実施後、1 者につき 20 分以内でデモンストレーションを行う。なお、準備時間は持ち時間に含めないものとする、
- ② 参加者は 4 人以内とする。
- ③ システムを実際に構築する際のシステム開発予定者を出席させること。
- ④ デモンストレーションに必要なパソコン等の機器（電源、接続ケーブル、プロジェクター等）Wi-Fi は、提案事業者が用意し、セッティングすること。なお、電源とスクリーンは本市で用意する。
- ⑤ 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと

オ 質疑応答

審査委員から 20 分程度で質疑応答を行う。

カ 留意事項

- ① 企画提案書等提出順にプレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答を実施する。
- ② 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うものとし、企画提案書と異なる内容や、当日に追加資料を配布するなど、事前に提出された提案書以外の資料を用いた説明は認めない。ただし、プレゼンテーションの実施にあたって説明を円滑にするために、企画提案書から抜粋した内容で別途スライドを作成・配布、スクリーンに照射して説明を行うことは可とする。
- ③ プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答での発言及び提案内容は、企画提案書での提案があったものとみなし、契約内容に反映するものとするので、留意すること。
- ④ プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答は非公開とする。

（５） 結果の通知

選定結果については、令和 8 年 9 月下旬（予定）に、全ての提案事業者に書面にて通知する。なお、選定の経緯及び内容、また結果に対する異議は一切受け付けない。

優先交渉権者として特定された者は、仕様及び価格等について協議を行い、協議が整い次第、速やかに本事業における契約を行うものとする。（10．契約の手続き参照）

9．仕様等詳細協議

優先交渉権者に選定された提案事業者は、本市と仕様等詳細協議を行い、契約締結に向けた交渉を行うものとする。

優先交渉権者に選定された提案事業者は、仕様書をもとに本市と仕様等詳細協議を行った結果を踏まえ仕様書を修正し、本市の合意を得た後に契約締結等を実施する。また、優先協議対象者との契約について辞退その他の理由により契約締結に至らなかった場合は、次点協議対象者を交渉権者として協議を行い、これを契約者とする場合がある。

10．契約の手続き

- （1） 優先協議対象者に選定された提案事業者と本市との間で、仕様等詳細協議が調い双方が合意に至った場合、優先協議対象者が提案したシステムを、小郡市が導入する児童家庭相談システムと正式に決

定し、当該業務で導入する機器について契約書を締結する。ただし、本プロポーザルを実施し、契約者（システム導入業者）が確定した後、別途入札を行い当該機器についてリース会社と賃貸借契約を締結することとする。

（２） 契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

（３） 契約保証金は、小都市契約規則（平成２１年小都市規則第７号）第３０条第３号の規定により免除する。

（４） 本市の都合による仕様の変更があった場合、変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。契約後の受託者の都合による仕様の変更は、あらかじめその内容理由を明らかにして本市に申し出るものとする。本市は、その理由がやむを得ないものと認められ、かつ、その内容が仕様と同等以上と認められた場合に限り承諾するものとし、原則として契約金額は増額しない。

1 1. 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加の辞退を行う場合は、「参加辞退届（様式第９号）」により申し出ること。参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

1 2. 費用及び帰属

（１） 企画提案書類等の提出書類の作成、提出、プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答に要する経費は、提案事業者の負担とする。

（２） 提案報酬は、支払わないものとする。

（３） 企画提案書類等の著作権は、当該企画提案書類等を作成した者に帰属するものとする。ただし、優先協議対象者に選定された者が作成した企画提案書類等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は、優先協議対象者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（４） 提出書類は既に公表されているものを除き原則として非公開とし、提案事業者が無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。

（５） 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、小都市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

（６） 提案者が１社の場合でも本プロポーザルは実施する。

（７） 審査結果については、優先交渉権者以外の者の社名を伏せ、市ホームページ上で公表する。

（８） 提出された書類、CD-R 等は返却しないものとする。

1 3. 失格事項

以下のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

（１） 参加資格要件を満たしていない場合

（２） 提出書類に虚偽の記載があった場合

（３） 本実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類提出があった場合

（４） 作成様式及び記入上の注意事項に示された内容に適合しないもの

- (5) 記入すべき事項の全部、又は一部が記入されていないもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (8) プレゼンテーションを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- (9) 提案価格書の金額が「2. 業務概要（5）提案上限額」で示した額を超過した場合
- (10) 契約が締結されるまでの期間において、「3. 参加資格要件」に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合

14. 留意事項

(1) 言語及び通貨単位

書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 企画提案書等の提出の制限

ア 企画提案については、1者につき1提案に限る。

イ 参加表明書を提出した後、企画提案書等の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市が必要と認める場合はこの限りではない。

ウ 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

(3) 本市からの不明点等の確認

企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。

(4) 参加辞退届の提出者に対する扱い

参加辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはしない。

(5) 秘密の保持

企画提案書等の作成にあたり、本市から知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。本要領の手続き完了後も同様とする。

(6) 異議申し立て

参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 仕様書の遵守

仕様書に記載された内容を満たさないような提案を行った提案事業者は、その内容が発覚次第、失格として取り扱う。

(8) 緊急時の対応

緊急時等やむを得ない理由（天変地異等）により、本プロポーザルを実施することができないと本市が判断するときは、本プロポーザルを変更、停止又は中止することがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。参加表明を行う者は、以上の事を同意の上で参加表明書を提出すること。

(9) 予算の減額又は削除に伴う解除等

発注者は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった

場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。